

第7章 第1期障がい児福祉計画

基本目標7 「社会で生きる力を高める支援の充実」

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画です。

ここでは、本章を第1期障がい児福祉計画と位置付け、第3期湯梨浜町障がい者計画において基本目標7「社会で生きる力を高める支援の充実」に関する実施計画とします。

障がいのある子どもへの支援の推進については、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮の上、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが重要です。このため、障がいのある子どもとその家族に対し、障がいの疑いがある段階から、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援が提供できるよう地域支援体制を確立していきます。

また、併せて障がいのある子どものライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の確立も目指します。

さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「地域の宝」として共に成長でき、社会参加できるような包容的な地域社会の形成を目指していきます。

1. 成果目標

障がいがある子どもへのサービス等の提供体制の確保に関して、平成32年度を目標年度とする成果目標を定めます。

この成果目標は、第5期障がい福祉計画と同様に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号 平成29年3月31日最終改正、以下「国指針」とする）に基づき、設定するものです。

（1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の指針は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することとされています。市町村で単独設置が困難な場合は、圏域での設置でも差し支えないとされています。

また、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成32年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

本町では、専門性が高く、人材の確保が困難であることから、単独での設置は行わず、県中部圏域での設置を目標とします。

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	設置	県中部圏域で1つの設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	県中部圏域で体制構築

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することとされています。本町では、県中部圏域での設置を目指すこととします。

項目	数 値	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	設置	県中部圏域で1つの設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	設置	県中部圏域で1つの設置

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

本町では、県中部圏域での設置を目指すこととし、既に設置されている中部障がい者自立支援協議会の活用を含めて、今後検討していきます。

また、国の指針では医療的ケア児を対象としています。医療的ケアの必要な障がいのある子どもへの支援が学齢期以降から成人期に円滑に移行し、適切に受けられるように障がいのある人も対象とした協議の場とすることを検討していきます。

項目	数 値	備 考
医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場	設置	県中部圏域で1つの設置

2. 活動指標

1で掲げた成果目標を達成するために、必要なサービスの見込量等を活動指標として設置します。見込量にあたっては、実績、今後の事業の方向性等を勘案して算出しています。

(1) サービスの内容と見込量

① 児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
児童発達支援	9	10	11	人/月
	50	56	62	人日分/月

② 医療型児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うとともに治療を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
医療型児童発達支援	4	4	4	人/月
	47	47	47	人日分/月

③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
放課後等デイサービス	20	22	24	人/月
	262	288	314	人日分/月

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
保育所等訪問支援	18	20	22	人/月
	34	38	42	人日分/月

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度から開始される新規サービスで、重度の障がいのある子どもの家庭を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	人/月
	5	5	5	人日分/月

⑥ 障害児相談支援

障がいのある子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成等を行うものです。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
障害児相談支援	28	30	32	人/月

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
コーディネーターの配置	0	0	1	人

3. 子ども・子育て支援事業等の利用ニーズについて

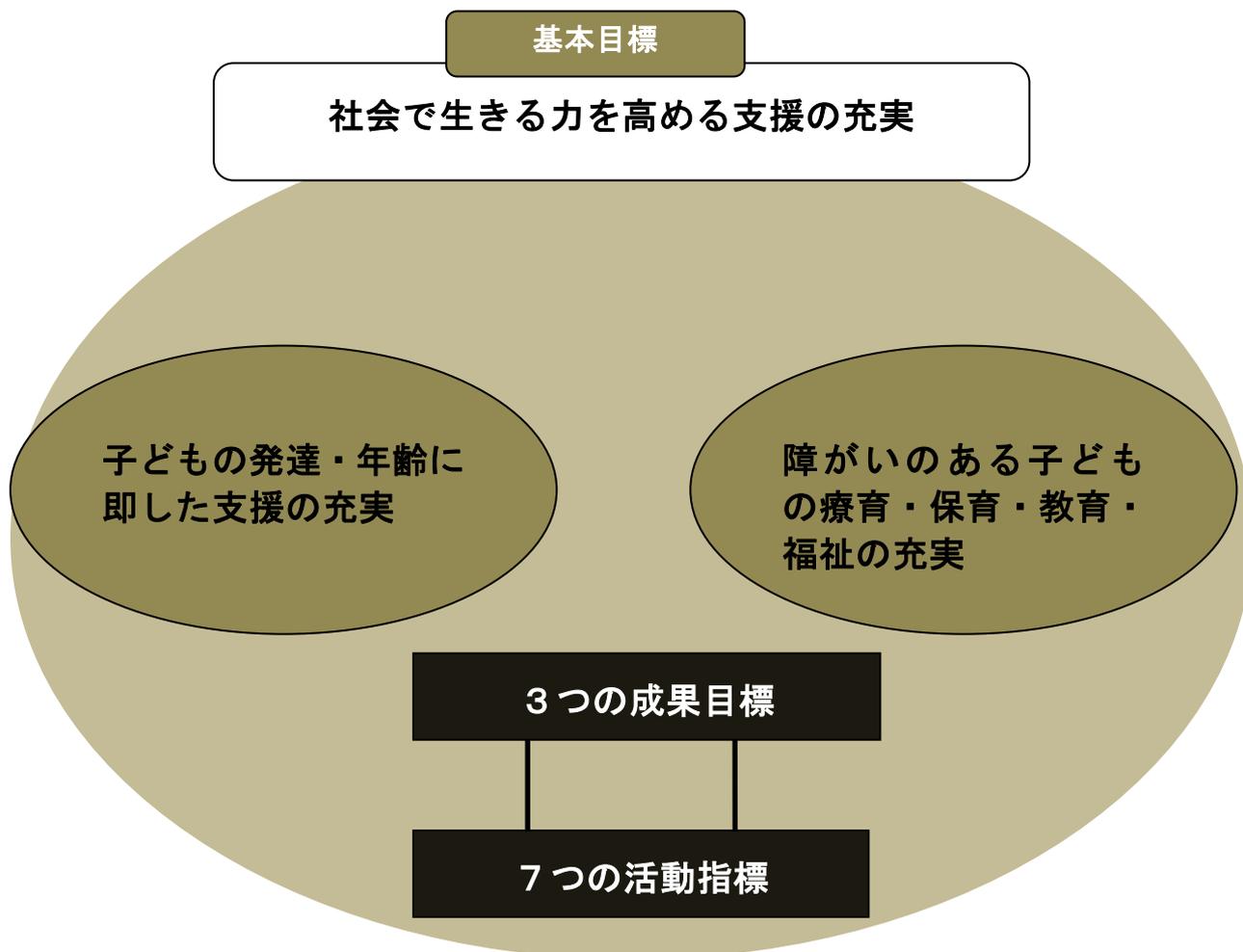
障がいのある子どもが地域で健やかに成長するためには、障がい児福祉施策のみならず、一般施策である子ども・子育て支援事業の有用性を高める必要があります。

ここでは、当該事業の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの地域資源において、定量的な目標を設置し、もって障がいのある子どもの受入れの体制整備を行います。

区分	定量的な数値(見込)			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
第1号認定	2	2	2	人
第2号認定	12	13	14	
第3号認定	2	3	3	
放課後児童クラブ	25	25	25	

- 第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）
満3歳以上から小学校就業前の教育のみを受ける子どもが利用します。
- 第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）
保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの子どもが利用します。
- 第3号認定(受入施設：保育所、認定こども園)
保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な子どもが利用します。
- 放課後児童クラブ
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

4. 施策の展開



(1) 子どもの発達・年齢に即した支援の充実

子どもの発達に応じて、必要な療育や保育、医療が受けられるよう、障がいの早期発見、早期支援の充実に努めます。子どもへの支援とともに、出産前からの情報提供や相談体制の整備といった保護者への支援も行っていきます。

【施策の方向】

平成29年度から妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターを開設しました。発育、発達に気がかりのある乳幼児などについては、子育て応援プランを作成し、母と子に対してきめ細やかな支援を行う事で、子どもの健全育成や子育ての不安軽減を図ります。

妊娠中や産後の保護者を対象にした「両親教室」や赤ちゃん訪問、乳幼児健診、24時間体制で電話相談に応じる「ゆりはますこやかライン」など、子育てに関する情報提供や相談に応じています。

乳幼児期は、さまざまな認知機能、社会性、情緒の発達など、その後の社会参加の基盤を形成する重要な時期であることから、母子保健を主に、医療、保育、障がい福祉等の関係機関と連携を取りながら、子どもの特性に応じた総合的な支援システムの確立を目指します。

事業名	内容
子育て世代包括支援センターの充実	妊娠・出産から育児まで、切れ目ない支援のワンストップ拠点として妊娠期、産後の母子の心身のケアや育児のサポート、子育て応援プランの作成など、総合的な相談支援を行います。
保護者に対する支援	「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進（妊産婦に対する支援）」に記載
乳幼児に対する支援	「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の推進（妊産婦に対する支援）」に記載
気づきから支援につなげる早期療育体制の強化	「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の推進（早期療育体制の強化）」に記載
加配保育教諭等の配置	加配保育教諭等を配置し、個々の子どもの特性にあつたきめ細やかな保育を実施します。
特別な支援を要する子どもの保育の充実	発達障がいに関する専門性を高めるため、研修の充実を図ります。また、専門機関による助言指導、巡回相談などを通じて障がいの教育的支援の充実に努めます。

（２）障がいのある子どもの療育・保育・教育・福祉の充実

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対して、その可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活できるよう、障がい種別や程度、能力、適性等に応じた適切な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、療育・保育・教育・福祉等の各分野が連携し、一貫性のある支援体制の確立を行います。

① 障がいのある子どもの教育の充実

多様性と専門性を両立する特別支援教育の充実を図るとともに、交流教育の積極的な推進により、共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し助け合って生きていく心を培う教育を推進します。

【施策の方向】

障がいのある子どもたちの社会参加と自立を促進するため、障がい特性に応じて、一人一人の能力・特性等を最大限伸ばす特別支援教育の充実を図ります。LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症スペクトラム障害など、多様な障がいのある児童生徒に対して最適な教育的支援を進めていくため、教職員の専門性の向上に努めます。

障がいを理解し互いを尊重し支え合う心を育むため、交流教育、福祉教育の推進を行っていきます。

併せて、障がいの特性に応じて、学校施設、教育環境のバリアフリー対応にも努めていきます。

【主な事業】

事業名	内容
特別支援教育の充実	教育と福祉、保健などの関係機関との連携のもと、LDやADHD、自閉症スペクトラム障害などを含めた障がいのある児童生徒への教育的対応を行う特別支援教育の充実を図ります。また、学校と家庭との連続的な支援を進めます。
就学相談、教育相談の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個々のニーズに適切に応じることができる場を整え、就学指導委員会の意見を尊重しながら、中部教育局、特別支援コーディネーターとともに就学相談及び教育相談を行い、その充実を図ります。
教職員の専門性向上	特別支援教育の向上を図るため、研修を充実させ、専門性の向上に努めます。
交流教育、福祉教育の推進	特別支援学校や校内での特別支援学級との交流を引き続き実施し、児童生徒のふれあいの中で、互いの理解と認識を深める交流教育、福祉教育を推進していきます。 併せて、障がいのある子どもを学校教育全体の中で考え、一人一人の障がいの特性、状況に応じた教育を進めるとともに、社会活動への力を養い、自立を可能にするための教育を推進します。
学校生活において介助が必要な児童生徒への学習参加の支援	学校生活の中で、介助が必要な障がいのある児童生徒に対して、学習機会の保障や学習参加への支援を図るため、学習支援員の派遣の充実に努めます。
学校施設の整備、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化	平成31年4月開校の町立湯梨浜中学校では、バリアフリー、ユニバーサルデザインに留意して、設計を行っています。 障がいの特性や状況に応じて、設備や備品を整え、バリアフリー対応を行っています。
特別支援教育就学奨励費の支給	障がいのある児童生徒が、特別支援学校や小中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて、補助を行います。

② 日中活動の確保

障がいのある子どもたちが地域で伸びやかに生活できるよう、放課後や学校の長期休暇中の日中活動の場を確保することが求められています。障がいの早期発見・早期療育とともに、放課後や休日などにおける日中活動の場を確保し、保護者の就労支援や一時的な休息の確保を図ります。

【施策の方向】

障害児通所支援事業、日中一時支援事業など障がい児支援施策の充実を図る一方で、放課後児童クラブなどの一般施策において、障がいのある子どもの受入れを進めることで地域社会への参加を推進していきます。

【主な事業】

事業名	内容
放課後児童クラブの充実	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる障がいのある子どもの健全育成のため、放課後児童クラブの充実を図ります。
放課後デイサービスなど障害児通所支援事業の充実	小学生から高校生までの障がいのある子どもが授業終了後や長期休業等に利用し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進やその他必要な支援を行う放課後デイサービス事業など、障害児通所支援事業の充実を図ります。
日中一時支援事業の促進	障がいのある子ども等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある子ども等に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

③ 卒業後の進路支援の充実

障がいのある子どもとその保護者が、安心して適性や希望に応じた進路が選択できるように、卒業後の進路対策を推進していきます。

【施策の方向】

卒業から社会生活への移行期における一貫した支援を行うため、福祉・教育・労働等の連携をより一層強化しながら、一人一人に応じたきめ細やかな卒業後の進路支援の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	内容
就労・訓練・活動への支援と仕組みづくり	障がいのある子どもの力を伸ばし、可能性を引き出すため、特別支援学校等に在学する学生の希望や現状を把握し、資源の確保に努めます。また学校、職場・施設等の連携によるフォローを図り、社会参加の促進を図ります。
学校から社会、地域への円滑な移行	学校から職場、地域といった移行期での不安や課題に対し、適切な助言や指導を行うため、相談支援体制の充実を図ります。就労移行支援や就労定着支援を組み合わせ、伴走型のきめ細やかな支援を行います。
教育・福祉・労働の連携の強化	障がいのある子どもの社会的自立に向けて、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、各機関の役割分担を明確にし、個々のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行っていきます。

5. 障がい児の保護者のニーズ調査と今後の取り組みについて

障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業の利用のニーズと施策に対する要望の把握を目的とし、鳥取県と合同でニーズ調査を実施しました。回答の概要は以下のとおりです。

1. 調査対象

町内在住の障がい者手帳を所持している障がい児の保護者
町内在住の障害児通所支援を利用している障がい児の保護者

2. 調査方法

郵送配布・郵送回答

3. 調査期間

平成29年8月10日～平成29年9月1日

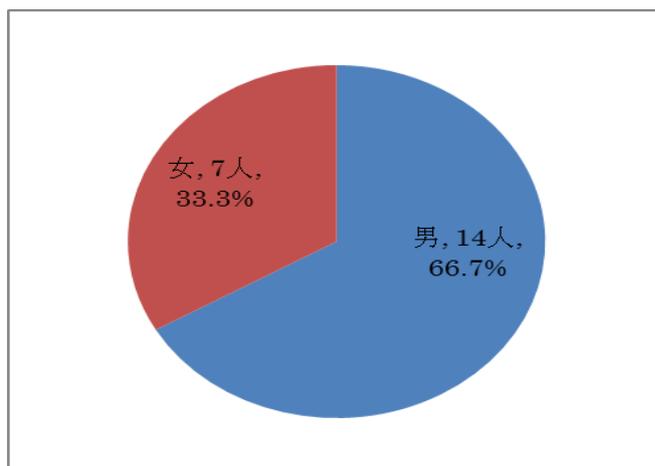
4. 対象件数

49件

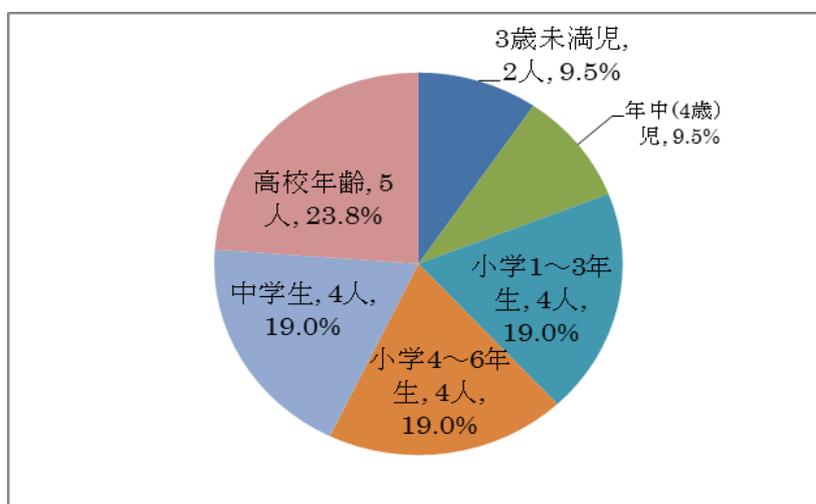
5. 回答件数

21件 (回答率 42.9%)

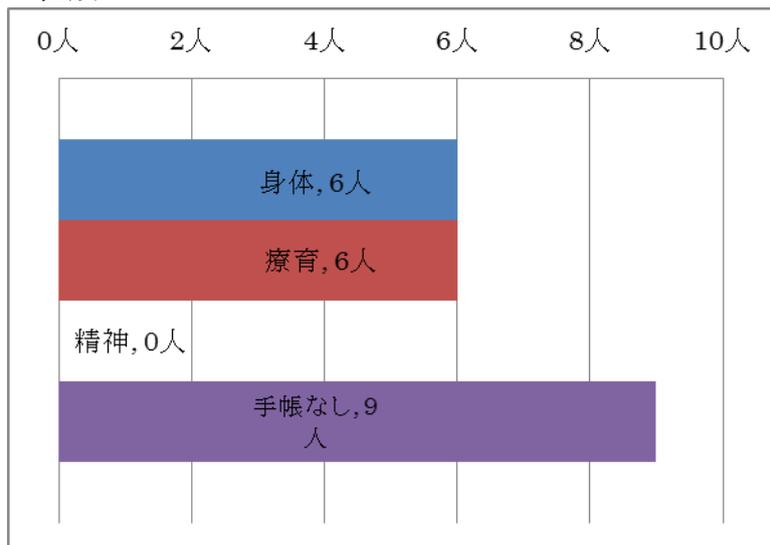
性別



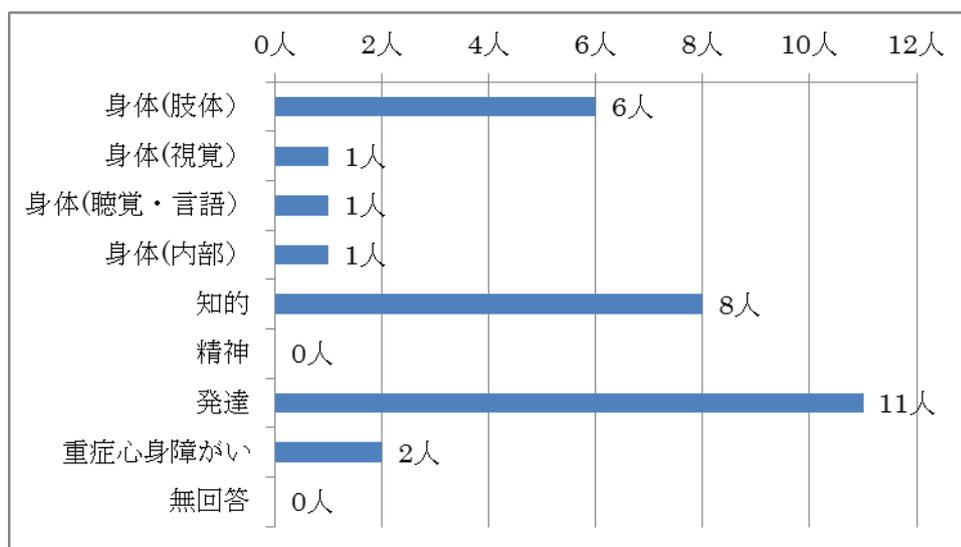
年齢区分



障がい者手帳の種別



障がい (種別)



障害児福祉サービスの利用ニーズ

【湯梨浜町】

		A現在利用あり・今後利用したい	B現在利用なし・今後利用したい	C現在利用あり・今後利用しない	D今後利用ニーズ (A+B-C)	E新規利用ニーズ (B-C)
通所支援	児童発達支援	2人	2人	0人	4人	2人
	医療型児童発達支援	0人	2人	0人	2人	2人
	放課後等デイサービス	2人	2人	2人	2人	0人
	保育所等訪問支援	1人	4人	0人	5人	4人
	居宅型児童発達支援					2人
入所支援	福祉型児童入所支援	2人	0人	0人	2人	0人
	医療型児童入所支援	1人	1人	0人	2人	1人
ショートステイ	福祉型ショートステイ	2人	3人	0人	5人	3人
	医療型ショートステイ	0人	4人	0人	4人	4人
子ども・子育て支援	1号認定(教育)	0人	1人	0人	1人	1人
	2号認定(保育)	1人	0人	0人	1人	0人
	3号認定(乳児保育)	1人	0人	0人	1人	0人
	放課後児童クラブ	1人	3人	0人	4人	3人

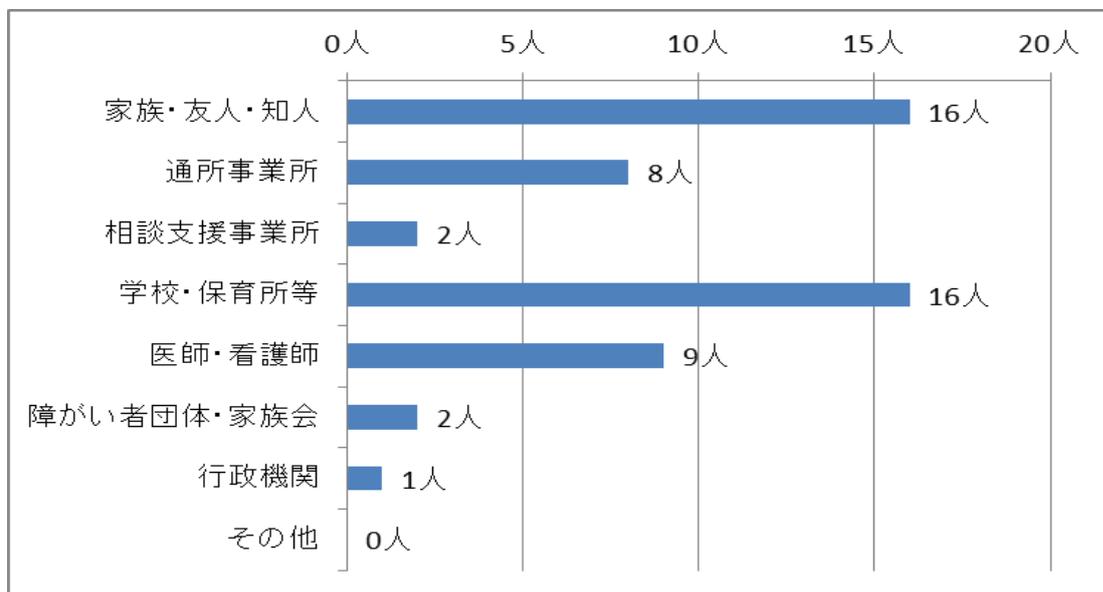
【県全体】

		A現在利用あり・今後利用したい	B現在利用なし・今後利用したい	C現在利用あり・今後利用しない	D今後利用ニーズ (A+B-C)	E新規利用ニーズ (B-C)
通所支援	児童発達支援	119人	50人	1人	165人	49人
	医療型児童発達支援	26人	14人	2人	38人	12人
	放課後等デイサービス	238人	167人	4人	401人	163人
	保育所等訪問支援	60人	119人	3人	176人	116人
	居宅型児童発達支援					75人
入所支援	福祉型児童入所支援	13人	103人	1人	115人	102人
	医療型児童入所支援	7人	54人	2人	59人	52人
ショートステイ	福祉型ショートステイ	25人	171人	0人	196人	171人
	医療型ショートステイ	14人	58人	0人	72人	58人
子ども・子育て支援	1号認定(教育)	17人	32人	3人	46人	29人
	2号認定(保育)	41人	29人	1人	69人	28人
	3号認定(乳児保育)	3人	13人	1人	15人	12人
	放課後児童クラブ	33人	136人	2人	167人	134人

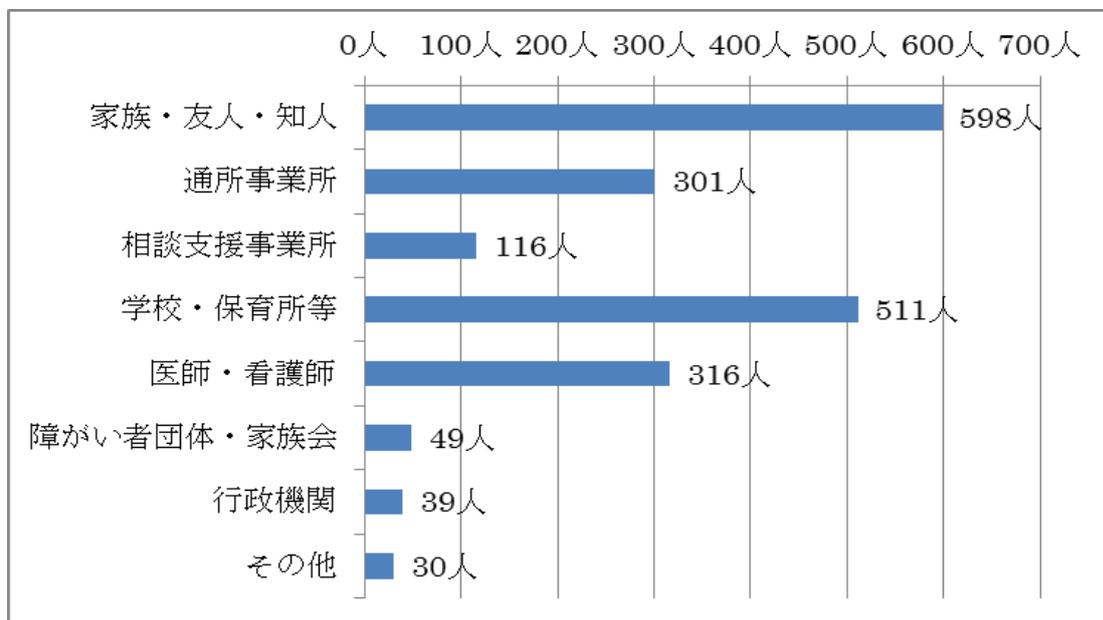
※ 居宅型児童発達支援は平成30年度から開始のため、新規利用ニーズ欄は「今後利用したい」を選んだ人の数を記載している。

子どものことをよく相談している人や機関（3つまで選択可）

【湯梨浜町】

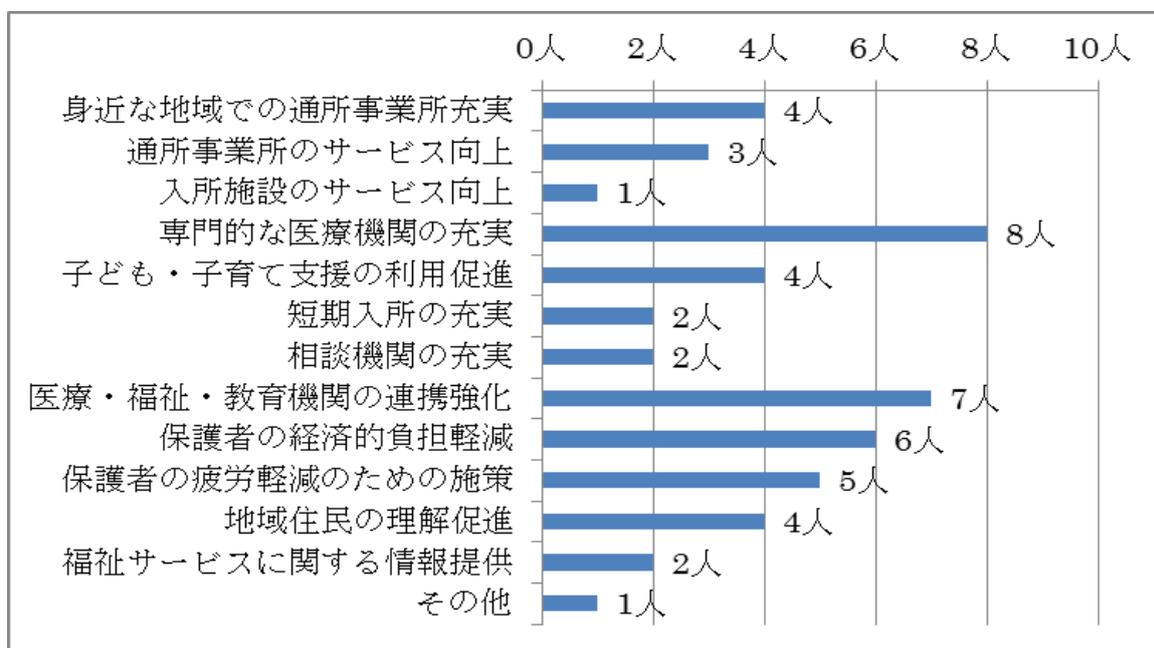


【県全体】

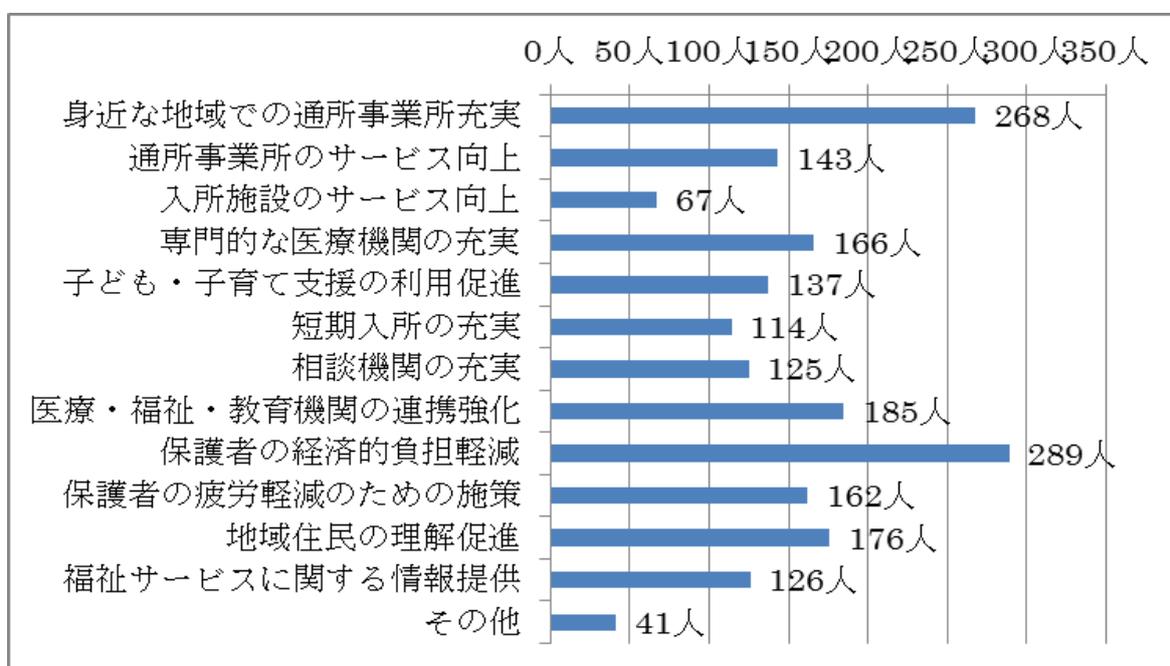


施策に対するニーズについて（3つまで選択可）

【湯梨浜町】



【県全体】



結果の分析

- 障がい種別では発達障がいが多く、次いで知的障がい、肢体不自由の順となっています。
- サービス利用について、今後利用したいニーズは「保育所等訪問支援」「福祉型ショートステイ」「医療型ショートステイ」が高くなっています。子ども・子育て支援事業では、特に「放課後児童クラブ」を今後利用したいという意見が多くなっています。これは県全体の傾向と概ね一致しています。
- 相談相手は「家族・友人等」「学校等」「医療機関」が多いのに対し、「障がい者団体・家族会」「行政機関」が少なくなっています。
- 施策に関する要望では、「専門的な医療機関の充実」が最も多く、次いで「医療・福祉・教育機関の連携強化」「保護者の経済的負担軽減」でした。
県全体では、「保護者の経済的な負担軽減」「身近な地域での通所事業所の充実」「医療・福祉・教育機関の連携強化」の順で回答数が多くなっています。

今後の施策の方向性

- 障がい種別では発達障がいが多く、可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、地域での相談支援の充実、発達障がい児(者)を受け入れる事業所の拡充を図る必要があります。また医療・福祉・教育・就労支援等の各分野が一体となって、ライフステージの各段階に応じて、本人にとって最善の支援方法を検討していくような支援体制の確立を図る必要があります。
- また、保育所型訪問支援の要望が高くなっています。成果目標の達成において、児童発達支援センターの圏域設置を検討する過程で、町において利用できる体制を図っていきます。
- 相談相手は「障がい者団体・家族会」と回答した人が少なくなっています。しかし、障がい者団体、家族会は当事者として同じ悩みを持つ仲間として精神的な支柱となることから、今後は団体の周知を行い、併せて団体育成も行っていきます。
- 施策に関する要望では「専門的な医療機関の充実」を望む回答が最も多く、特に中部圏域では医療機関が少ない現状があります。医療担当部署とも連携の上で圏域全体で検討、要望していきます。
- また「保護者の経済負担の軽減」「医療・福祉・教育機関の連携強化」について回答した人が、県全体の傾向においても多く、県全体で施策を検討していく必要があります。